

平成29年5月29日
京都市行財政局財政部契約課

入札時の設計図書に関する質問受付について（一部変更）

本市では、平成27年6月1日から、予定価格の事後公表の適用範囲の拡大に伴い、入札時の設計図書に関する質問の受付を行っています。

この度、平成29年6月1日から、様式改正（ワード形式からエクセル形式へ）及び質問の受付期間・回答の公表期間の一部変更を行うこととしましたので、お知らせします。

※変更箇所については下線で表記しています。

記

1 実施内容

(1) 対象

予定価格2億円超の工事

(2) 実施方法

- ① 入札公告時に「京都市の一般競争入札（工事）における設計図書に関する質問について」（別紙1，2 エクセル形式）を公告文書に添付します。
- ② 設計図書に関して質問のある方は、（別紙1，2）に質問者の氏名、質問事項等を記入し、電子メールにて契約課に送付してください。その際、エクセル形式のままメールに添付してください（PDFファイル等に変換しないでください。）。
※ やむを得ず、電子メールの送付ができない場合は、契約課に御連絡ください。持参又はファックスでの質問を受け付けます。ただし、設計図書に関する口頭での質問は受け付けません。
- ③ 回答は、契約課のホームページ「京都市入札情報館」にて行います。
※ 入札、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については、契約課において、個別に口頭で回答することがあります。
- ④ 質問の受付期間及び回答の公表期間は、原則として次のとおりとします。
ア 質問の受付期間は、入札公告日から入札期間の初日の9開庁日前までとします。
イ 回答の公表期間は、入札期間の初日の4開庁日前から入札期間の最終日までとします。
なお、案件により変動する場合がありますので、必ず入札公告で確認してください。

2 その他注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととします。

- (1) 質問の締切を過ぎてから契約課に到達したもの
- (2) 指定した様式を用いていないもの
- (3) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの
- (4) 契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
- (5) 質問内容が読み取れないもの
- (6) 当該入札に直接関係のないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し電子メール、FAXを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

(あて先)京都市行財政局財政部契約課長

京都市の一般競争入札(工事)における設計図書に関する質問について

標記の件について、別紙2「設計図書に関する質問書兼回答書」のとおり提出します。

質問者	商号又は名称	〇〇〇〇〇〇〇〇
	代表者名	〇〇〇〇〇〇〇〇
	質問者氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇
	電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
	Eメールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇

(注意事項)

- 1 質問事項がある場合は、本質問書(別紙1及び別紙2)を電子メールにて契約課のメールアドレスに送信すること。
契約課メールアドレス: chodo@city.kyoto.lg.jp
様式はエクセル形式のままとし、PDFファイル等に変換しないこと。欄が不足する場合は適宜、行を追加すること。
やむを得ず、電子メールを使用できない場合は、ファックス又は持参による質問を受け付けることとする。
- 2 別紙2「設計図書に関する質問書兼回答書」には、質問者が特定できる内容は記載しないこと。
- 3 メールタイトルは、必ず「設計図書に関する質問書(対象となる工事名)」とすること。
例:「設計図書に関する質問書(京都市〇〇〇〇工事 ただし、〇〇〇〇工事)」
- 4 質問に対する回答は、入札公告に記載の期間内に「京都市入札情報館」に掲載する。
- 5 入札、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については、契約課において、個別に口頭で回答する。

